

# MADORIENE 奨学金規程

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

- 1 この規程は、学生が自立した大学生活（学業・課外活動）を送れるよう奨学金を給付して、経済的に支援することを目的としております。

### 第2条【奨学生の資格】

- 1 奨学生となるものは、大学に在学し、学業、人物ともに優秀かつ、健康であって、自立した大学生活（学業・課外活動）を送るために経済的支援が必要とされると認められるものでなければならない。

### 第3条【奨学金の給付期間および金額】

- 1 奨学金を給付する期間は、1年間とする。
- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額10,000円とする。

## 第2章 給付奨学生の採用と奨学金の交付

### 第4条【奨学生申請書の提出】

- 1 奨学生志望者は、当社団が別に定める奨学生募集要項に従い、申請書類を当社団に提出するものとする。

### 第5条【奨学生の採用】

- 1 奨学生の採用は、当社団の奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が内定し、その結果は本人に通知する。

### 第6条【奨学金の交付】

- 1 奨学金は、原則として、1ヵ月毎に1ヵ月分を交付するものとする。
- 2 前項の奨学金は、直接本人に交付するものとする。

### 第7条【異動届出】

- 1 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・海外留学・転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

#### 第8条【奨学金の休止】

- 1 奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

#### 第9条【奨学金の廃止】

- 1 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することがある。
  - (1) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
  - (2) 傷い疾病などのために成業の見込がなくなったとき
  - (3) 学業成績または操行が不良となったとき
  - (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
  - (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
  - (6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

#### 第10条【奨学金の辞退】

- 1 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 補則

#### 第11条【実施細目】

- 1 この細則の実施について必要な事項は、別にこれを定める。
- 2 本規程の重要な改訂は理事会の承認をもって行い、軽微な変更は理事長が行う。